

## 議 事 録

議 長 只今から、令和5年10月定例農業委員会を開会させていただきます。  
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。  
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものとしていたします。

事務局 傍聴者はありません。  
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中12名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。  
また、推進委員は6名中6名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は4件、ご報告申し上げます案件は5件となっております。  
署名委員ですが、小西委員と新谷委員です。  
最後まで、よろしくお願い申し上げます。  
それでは議案第18号案件を議題とします。1番案件の譲受人は●●委員ですが、本日ご欠席であり、農業委員会等に関する法律第31条第1項（議事参与の制限）の規定への抵触はございませんので、このまま議事を進めることといたします。  
まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件  
次のとおり、農地の所有権移転の申請があったので、委員会の意見を求める。  
令和5年10月10日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

なお、農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上でございます。

地区委員 それでは議案第18号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。  
【場所説明】

現地の立合いは8月25日に●●●●氏と行いました。●●氏は体調不良のため、その日はお会いしておりません。この土地は、令和2年●●●●氏が●●●●氏から譲り受けたものでありまして、その後、耕作状況は把握できていません。該当農地の南北、東側は●●●●氏が管理する田に囲まれていまして、こうしたことから●●●●氏が購入されても、周囲の田畑に迷惑はかからないと思っています。●●●●氏は●●●●aほどの田畑を耕作しておられますから、管理の問題は起こらないと思っております。

現地の立合いは、その5日後に、●●●●氏とお会いしまして、その状況をお話ししました。●●氏は、最近体力の低下と管理農地の統合のために、該当農地を譲り渡したいという意向でございます。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第18号2番案件の朗読をよろしくお願いします。

事務局 2番案件 朗読

なお、農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 本日は●●委員が欠席のため、事務局から議案第18号2番案件につきまして、説明をお願いします。

事務局 それでは議案第18号2番案件につきまして、ご説明させていただきます。

**【場所説明】**

9月21日に地元委員の●●委員と譲受人の●●●●氏の2名で現地立会いを行い、話をうかがったそうです。譲渡人の●●●●氏は、大阪市在住でご高齢のため、電話での聞き取りだったそうですが、耕作はとてできないし、土地の管理もできないということで、近接で耕作をされておられる●●●●氏に土地を譲渡し、管理もお願いしたいというご意向でした。●●●●氏につきましては、市

内の●●●●●●●●●●の会長を務めておられ、稲作を中心に熱心に耕作をしておられる方ですので、今後も農地の維持管理を続けていかれるものと思います。  
以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第19号につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第19号 河内長野農業振興地域整備計画の変更について  
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、河内長野農業振興地域整備計画を次のとおり変更したいので、同法施行規則第3条の2第2項の規定により委員会の意見を求める。  
令和5年10月10日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

案件 朗読

農林課 議案第19号につきまして、ご説明させていただきます。  
当議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく、河内長野農業振興地域整備計画の変更についてご審議いただくものであり、今回は農用地区域における一筆除外についてでございます。

今回、農用地区域から除外を申し出ましたのは、所有者 ●●●●● 河内長野市●●●●●●●●●●であります。除外後の用途につきましては農家用住宅、除外対象農地につきましては河内長野市●●●●●●●●●● 田 ●●●●m<sup>2</sup>他3筆計●●●●m<sup>2</sup>の内●●●●m<sup>2</sup>でございます。

【場所説明】

当該農地の地目は田、現在は●●●氏自身が水稻を栽培しておられます。

●●●氏は、農業後継者である息子夫婦と現在も同居していますが、ご自身の加齢に伴い、ご息子が今後農業に主として従事していくこと、また生活上の支援を考慮して、引き続き一緒に暮らすことを望んでいるものの、家族が成長するに連れ、自宅が手狭になっていることから、当該農地を住宅用地として息子夫婦に提供するものであります。

今後における息子夫婦の農業への従事環境、将来見込まれる息子夫婦からの生

活上の支援等を考え、当初は自宅周辺及び周辺地域で適地を探したものの、土地所有者の合意等が得られず、さらに他の所有農地についても農用地区域に指定されていること、農地の形状や接道の条件から、やむをえず当該地を選定したものであります。

なお、申請者に代わり今後農作業に従事していくため、住宅を建築するものでございますが、家族構成及び周辺地域の状況からみて、必要最小限の除外面積であると判断しております。

さらに、当該案件につきましては、①農用地区域外に代替すべき土地がないこと、②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと、③変更後の農用地区域内における農用地の集団性が保たれること、④変更後、農用地区域内における土地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、⑤農用地区域内の土地改良施設用地の機能に支障を及ぼすおそれがないこと、⑥当該変更に係る土地が国が行う土地改良事業又は国の補助金を受けて行う土地改良事業に掲げる土地に該当しないこと、以上の点を考慮し、除外につきましてはやむをえないものと考えられるため諮問に至った次第でございます。

以上の内容をご勘案いただき、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第20号につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることについて、証明願があったので、委員会の確認を求める。

令和5年10月10日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

案件 朗読  
相続税納税猶予制度の説明

会 長 それでは、地元委員の●●委員から説明・意見をお願いします。

地区委員　それでは、議案第20号につきまして、ご説明させていただきます。  
被相続人の●●●●●氏がこの3月13日にお亡くなりになり、●●●●●●●●●●氏が相続するというございます。

【場所説明】

●●●●から相続をなされるということで、9月9日に●●●●氏と一緒に立ち会ってもらいまして、現地を見させていただきました。

一筆目の●●●●の土地の方は、ご自宅の奥で、生産緑地に指定され、地目は田となっておりますが、畑としてお隣の土地とともに夏物の野菜を耕作されておられます。隣は駐車場に囲まれておりまして、ご自宅から入って行くしかない土地だともおっしゃっておられました。

●●●●のもう一筆の土地の方は、奥の方にキウイが植わっており、さらにその奥は竹藪になっており、春には竹の子を取っている。また、栗の木も植わっています。キウイ、竹、栗を栽培されているということで、少し整備が悪い部分は、きれいに伐採して、これからみかんの木を植えるとおっしゃっていました。ただ大変急な斜面地につきましては、斜面が崩れてきてはいけないので、斜面保護のためにあまり手をいれないとおっしゃっておられました。相続されたのは●●●●ですけれども、●●●●●●●●●●で樹木の伐採等一生懸命されておられまして、農業をここで続けていくという意識を強くお持ちでした。

以上よろしくご審議をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議　長　　ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議　長　　ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

これで審議案件4件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。

本日も報告申し上げます案件は、5件でございます。ご質問ご意見につきましては、報告案件終了後に承りたいと存じます。

では、報告第15号の朗読をお願いします。

事務局　報告第15号　農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

次のとおり、農地転用による所有権移転の届出を受理したので、委員会に報

告する。

令和5年10月10日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1 番案件 朗読

2 番案件 朗読

3 番案件 朗読

4 番案件 朗読

なお、1 番案件から 4 番案件につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第 5 条第 1 項第 6 号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第 6 の 3 の ( 2 ) に基づき、届出書に添付する書類が添付されている等要件を満たすため、受理するものです。

以上です。

議 長 次に、報告第 1 6 号の朗読をお願いします。

事務局 報告第 1 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について  
次のとおり、解約通知があったので、委員会に報告する。

令和5年10月10日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

案件 朗読

地区委員 それでは、報告第 1 6 号につきまして、ご説明させていただきます。

**【場所説明】**

この土地は、今はほぼ耕作されておらず、草が生えている状態で道路沿いの一角だけ子芋等が植えられていたのですけれども、この賃借関係は戦前からとおっしゃっていました。小作で契約されていたということですが、この●●氏が高齢で、病気もお持ちのため、もうどうしてもできないから返したいと所有者の●●氏のところに持って来られた。●●氏にすれば一生懸命耕作されていたので、引き続きお願いしたかったのですが、既に別の方に引き続き耕作していただく話がついているということでした。

今は草が生えている状態ですが、それが決まりましたら、田ではなくて畑として耕作をしていただけるというご説明でした。

議 長 以上、報告案件5件、ご報告をいただきました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

議事録作成者 ●●● ●●●●

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項の規定によりここに署名する。

議 長	垣内 俊夫	
署名委員	小西 康之	
署名委員	新谷 直美	

## 協 議 会

### 協議事項

- 1 11月定例農業委員会について  
開催日 令和5年11月7日(火)午後1時30分から  
場 所 行政委員会室
- 2 大阪府農業委員会大会の参加について
- 3 大阪農業時報第853号について
- 4 農業委員会だよりの発行について
- 5 活動記録カードについて
- 6 その他



令和5年10月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	欠席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	欠席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	